

令和5年度 子どもに関する実態・意識調査の概要

1 調査の目的

札幌市では、子どもが安心して暮らし、健やかに成長するまちを目指して子どもの権利条例を制定し、子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に進めるために、「第3次子どもの権利に関する推進計画」（令和2年度～令和6年度）を策定している。

本調査は、子どもに関する大人の意識や子どもの状況を把握し、現計画の検証や次期計画策定に向けた施策検討の基礎資料とするために実施する。

2 調査の方法

(1) 調査対象（年齢：R5. 11. 10 時点）

- | | | |
|------------------|--------|----------------------------------|
| ・子ども：小学生（10～12歳） | 1,632人 | 】 ※計5,000人をR5. 7. 1時点の
人口比で按分 |
| ・子ども：中学生（13～18歳） | 3,368人 | |
| ・大人：19歳以上 | 5,000人 | |

(2) 配布・回収方法

無作為で抽出した調査対象者に調査票を郵送。返信用封筒またはウェブ回答フォームから回収を行う。

(3) 実施時期

令和5年12月 調査票の配布・回収

令和6年3月 調査結果の取りまとめ

3 前回（H30年度）調査結果を現計画にどのように生かしたか

- ・調査の結果のうち、「自分のことが好きだと思ふ子どもの割合」、「子どもの権利についての認知度」など、子どもの権利を守る上で根幹をなすと考えられるものを、計画の成果指標として設定した。
- ・調査の結果では、「いじめや虐待から守られること」、「差別を受けないこと」、「個性や違いを認められ一人の人間として尊重されること」の3つの項目が「大切にされていない権利」として挙げられたことから、「子どもの権利侵害からの救済」、「子どもの権利を大切にす意識の向上」など、4つの施策を計画の柱として設定した。

4 令和5年度調査項目設定の考え方

H30年度の調査項目を土台として、(1) 継続するもの、(2) 新たに追加するもの、(3) 統合・削除するものについて考え方を整理し、令和5年度の調査項目を設定する。

(1) 継続するもの

- ・子どもの権利に対する認識など、現計画の成果指標を含む項目は、経年変化の把握が必要であるため、継続する。

(2) 新たに追加するもの

- ・現計画の期間（令和2年度～令和6年度）に生じた新たな課題に対応するため、以下の観点から項目を検討し、追加する。

①子ども基本法が制定され、こどもに関わる施策等へのこどもの意見反映がより重視される中、子どもの意見を聴く大人の認識を問う観点。

②ヤングケアラー、不登校、自殺の増加など、子どもを取り巻く課題が複合化・複雑化する中、そうした困難を抱える子どもの支援に当たり、子ども食堂など、地域と子どものつながりを問う観点。

(3) 統合・削除するもの

- ・前回調査項目から、分析に使用されなかったもの、施策に生かすことが難しいもの、複数の質問で内容が重複しているもの等は、有効性と回答者への負担を考慮の上、統合・削除する。